

【建設工事】変更届 添付書類一覧表

● 添付必須
○ 該当がある場合、添付

変更項目	変更届	商業登記簿 謄本(写し可)	許可登録等 証明書(写し)	使用印鑑届 (任意様式可)	委任状 (任意様式可)	印鑑証明書 (写)	【建設業法様式】 (写し)	その他必要書類	
書類の押印の有無について	不要	-	-	必要	必要	-	-		
本店の商号又は名称の変更	(申請者)本店代表者	●	●	●※5	○※3	○※9	第二十二條の二※6		
本店代表者の職又は氏名の変更		●	●		○※3		第二十二條の二※6	個人登録の場合は、戸籍謄本又は抄本(写し可)	
本店所在地の変更		●	●		○※3		第二十二條の二※6	個人登録の場合は、住民票の写し 変更先が市内、準市内、県内の場合は、常勤技術者調書(調査様式第2号(その1))も必要(ただし、委任先がある場合を除く)	
委任先の商号又は名称の変更		●		●	●※5	●※4		第二十二條の二	
委任先代表者の職又は氏名の変更		●		●		●※4		第二十二條の二	前任の委任先代表者が、敦賀市に登録のある工種の専任技術者であった場合は、専任技術者の変更も必要
委任先所在地の変更		●	○※1			●※4		第二十二條の二	変更先が市内、準市内、県内の場合は、常勤技術者調書(調査様式第2号(その1))も必要
新規委任先への変更		●	○※2	●	●※5 新規委任先で使用する使用印	●※4 新規委任先を受任者とする委任状		別紙二(1)又は(2) 別紙四又は第八号	委任先自体を変更する場合は、前委任先の許可範囲を承継する。(年度途中での工種の追加登録はできない) 新しい委任先の業の許可が確認できるもの
建設業許可の内容の変更※7 又は建設業許可の更新		●		●				第二十二條の二(変更)	建設業許可の更新の場合は、通知書の写し又は国土交通省/建設業者・宅建業者等企業情報検索システムで検索した自社の結果の写し
使用印鑑(実印又は使用印)の変更		●			●※5		○※9		
技術職員の変更※8		●		●					常勤技術者調書(調査様式第2号(その1))
専任技術者の変更		●						第八号	専任技術者証明書(新規・変更)
連絡先(TEL・FAX・e-mail)の変更		●							福井県電子調達システムから送付されるメールアドレスを変更する場合は、システムから直接変更をしてください。
資本的・人的関係の変更		●							資本的関係又は人的関係に関する申告書(押印不要)
経営事項審査結果の更新		送付状 (押印不要)							経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書(写し)又は(一財)建設業情報管理センターで公開されている自社の経営結果の写し
合併、分割等の組織変更	組織変更の場合は、個別の判断が必要となりますので、あらかじめ契約管理課までお問い合わせください。(直通電話番号 0770-22-8105)								

※1 商業登記簿の支店欄に委任先の記載がある場合は必要です。

※2 商業登記簿の支店欄に新しい委任先の記載がある場合は必要です。

※3 委任先がある場合のみ提出してください。委任状の様式は任意のものでも構いません。変更後の本店代表者から委任先代表者への委任状が必要です。(委任者の実印、受任者の使用印の押印が必要)

※4 委任状の様式は任意のものでも構いません。(委任者の実印、受任者の使用印の押印が必要)

※5 使用印鑑届の様式は任意のものでも構いません。(本店の実印、使用印(委任先がある場合は受任者の使用印)の押印が必要)

※6 建設業法の様式第二十二條の二の写しの代わりに変更後の日付で発行された許可証明書の写しでも可とします。

※7 建設業許可の内容の変更とは、敦賀市に入札参加資格のある工種の削除に限ります。(資格のない工種の追加等については申請は不要です。)

※8 技術職員の追加・削除等の変更については、市内業者、準市内業者、県内業者のみ提出(準県内業者及び県外業者は提出不要) 敦賀市様式は、登録時のExcelファイルに添付してあります。

※9 実印が変更となる場合には、提出が必要です。

委任状及び使用印鑑届(押印が必要な書類)の添付がない場合は、「nyusatsu@ton21.ne.jp」のメールアドレスにデータを送付して提出することもできます。